

[法務省関係] (バダビア臨時軍法会議の記録)

	事件	被告人	判決事実の概要
1	ジャワ島セラマン所在の慰安所関係の事件 (1)1947年11月22日付け臨時軍法会議付託決定書に基づくもの (2)1948年12月14日付け臨時軍法会議付託決定書に基づくもの	(1)事件について（合計8名） 陸軍軍人4名（A～D） 陸軍に雇われた民間人4名（E～H） (2)事件について（1名） 陸軍軍人1名（I）	A（元陸軍大佐）；兵站関係担当将校として、ジャワ島セラマンほかの抑留所に収容中であったオランダ人女性らを慰安婦として使う計画の立案と実現に協力したものであるが、慰安所開設後（1944年2月末ころ）、女性らが同意の上抑留所を出て自発的に慰安所で働くという軍本部の許可条件が満たされていないことを知り得たのに、その監督を怠り、同年4月ころ、事態を知った軍本部が慰安所閉鎖を命じるまでの間、部下の軍人又は民間人が慰安所で女性に売春を強要するなどの戦争犯罪行為を行うことを黙認した。（判決・有期刑15年） B（元陸軍少佐）；兵站関係担当将校として、上記慰安所開設許可を軍本部に申請したものであるが、慰安所開設の際（1944年2月末ころ）、軍本部の上記許可条件を満たしていないことを知っており、女性の全員又は多くが強制なしに売春に応じないであろうことを察知し得たにもかかわらず、監督を怠った事実、及び、慰安所で女性を脅して売春を強制するなどし、また部下の軍人又は民間人がそのような戦争犯罪行為を行うことを知り、又は知り得たにそれを黙認した。（判決・死刑） C（元陸軍少佐）；1944年2月末ころから同年4月までの間、部下の軍人や民間人が上記女性らに対し、売春をさせる目的で上記慰安所に連行し、宿泊させ、脅すなどして売春を強要するなどしたような戦争犯罪行為を知り又は知り得たにもかかわらずこれを黙認した。（判決・有期刑10年） D（元陸軍大尉）；1944年2月末ころから同年4月までの間、上記女性らに対し、売春をさせる目的で上記慰安所に連行し、また部下の軍人や民間人のそのような戦争犯罪行為を知り又は知り得たにもかかわらずこれを黙認した。（判決・有期刑2年） E；（民間人）；1944年2、3、4月ころ、それぞれセマラン所在の慰安所を経営し、上記女性約7名ないし11名に対し、脅すなどして売春を強制した。（判決・有期刑20年） F（民間人）；判決事実はEと同様（判決・有期刑10年） G（民間人）；（判決・有期刑15年） H（民間人）；（判決・有期刑7年） I（元陸軍中将）；上記慰安所の開設許可を軍本部から得るよう部下に命じたものであるが、部下の軍人又は民間人が、上記軍本部の許可条件を満たさないのに女性らを抑留所から慰安所に連行して、軍本部からの命令により慰安所が閉鎖されるまでの1944年3、4月ころ、女性に売春を強制するなどの戦争犯罪行為を行ったことに関し、そのような部下の行為を知り又は察知し得たのであるからこれを未然に防ぐか止めさせるべきであったのに、監督を怠り、必要な措置及び命令を怠ってこれを黙認した。（判決・有期刑12年）
2	ジャワ島バタビア所在の慰安所関係の事件 1946年9月28日付臨時軍法会議付託決定書に基づくもの	慰安所経営者であった民間人1名	1943年9月から1945年9月頃までの間、ジャワ島バタビアにおいて、民間人のために設立された慰安所を経営し、同施設において売春させるための女性を募集し又は募集させ、応募してきた女性が辞めたがった場合には直接あるいは間接的に脅迫し、自由に辞めることができないようにして、売春を強制し、その自由を奪った。（判決・有期刑10年）

※ 1の(1)でその他陸軍軍人4名が、「抑留者の衛生環境面での不法な取扱い」等の事実で併合して起訴され、2名に対し有罪、2名に対し無罪の判決が言い渡されている。